

行政減量・効率化有識者会議（第37回）議事概要

1. 日時

平成19年10月12日（金）14:00～17:00

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田とおる内閣府大臣政務官

〔委員〕

茂木友三郎（座長）、逢見直人、樫谷隆夫、菊池哲郎、森貞述の各委員

〔専門委員〕

安念潤司、梶川融、草野満代、小暮和之の各専門委員

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長
ほか

〔文部科学省〕

関口幸一大臣官房審議官 ほか

〔農林水産省〕

竹谷廣之農林水産技術会議事務局長、針原寿朗林野庁森林整備部長 ほか

〔国土交通省〕

鬼頭平三大臣官房技術総括審議官、佐藤直良大臣官房技術審議官、和泉洋人住宅局長、林田博大臣官房技術参事官、松本和良自動車交通局技術安全部長、染矢隆一大臣官房技術審議官、瀧口敬二航空局管制保安部長、影山幹雄海上保安庁次長 ほか

4. 主な議題

独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング

- (1) 文部科学省（国立女性教育会館）
- (2) 農林水産省（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所）
- (3) 国土交通省（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、海上災害防止センター）

5. 議事の経過

（開会）

(独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング)

(注) 以下、 は委員及び専門委員の発言、 は主務省の発言。

〔文部科学省(国立女性教育会館)〕

女性会館は職員27人と組織も非常に小さく、国立青少年教育振興機構と統合してその施設も活用した方がメリットがある。男女共同参画という理念を広めることが重要であり、必ずしも組織が単独である必要はない。統合しても名称を変更するなど工夫の余地がある。

青少年機構との統合については、施設の地理的距離が遠いこと、組織の目的が異なることから妥当でない。また、男女共同参画という理念を推進するため、女性会館というナショナルセンターが独立している必要がある。

施設の稼働率が低いということは、立地条件等の利便性が悪いということではないか。施設にこだわりすぎている。統合し、様々な施設が使える方がよいはず。

30年前に嵐山に施設を設けたが、国の責務の証となっている。青少年機構と統合すれば、意義が埋没するおそれがある。稼働率の向上については、今後とも施設の有効な活用について検討していきたい。

〔農林水産省(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所)〕

農業、林業、水産業については、それぞれ1つの研究所に統合できないか。いずれもつくばに所在しているので、統合したとしても不便は生じない。

農業関連の研究所は、国内対策、国際競争、国際貢献と機能を分担しており、今まで類似の統合をしてきたが、残っているのはコアの部分である。戦略性を発揮させる観点からも小回りのきく組織がよい。組織が大きくなりすぎている。また、これまでの統合により研究者のモチベーションが下がっているように感じている。まずはそれぞれの経営改善努力を見守ってほしい。

国際農林業水産業研究センターは、単独の組織として存在する必要はない。他の研究独法で生み出された研究成果が国際協力に活かされるという方が自然である。

海外の研究は海外の事情に基づいて実施しているので、国内の研究とは手法も内容も異なっている。また、専門性をもち信頼のある機関は是非必要である。

統合して規模が大きくなっても、マネジメントが適正であれば問題ないのではないか。

それぞれの研究機関で労働環境も異なり、それぞれが戦略的に実施している人事システム、職員の任用方法、賃金の運用方法が、統合することによって失われると懸念される。

農業における公的機関に対する研究投資の比重が高くなっているということは、民業が育っていないということであり、農業政策に問題があるのではないか。

日本の農業は個人農家が多く、投資資金の回収が難しいので民間企業の参

入が少ないが、約250億円の競争的資金制度なども使いながら、民間の研究投資をもっと呼び込みたいと考えている。

〔国土交通省（土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所）〕

土木研究所と港湾空港技術研究所はどちらも同じ社会インフラに関する研究を行っており、統合して研究成果を共有することで研究の効果が上がるのではないかと。同じ土木であり、同じ国交省。違いが理解できないし、むしろメリットがあるはず。北海道開発土木研究所は陸海関係なく担当していたが、これを土木研究所と統合させた経緯もある。

一般土木は陸上構造物、海洋土木は海洋構造物と、研究対象が異なるので、別々に研究するのが合理的である。土木研究所と北海道開発土木研究所の統合のメリット、デメリットの検証には時期尚早だが、その検証を踏まえて次のステップを考えたい。

3法人が統合して研究の相乗効果をあげれば、その研究成果は国民が享受することとなるので、国民の安全・安心の観点からすると望ましい。また、シナジー効果が見込めなくとも管理部門、経費の縮減などの効果があるのではないかと。また、法人格を分ける必要はなく、1つの組織の中で土木、建築などのセクターを残しておけば問題はない。

筑波、久里浜等それぞれに実験施設があり、これを移転することは現実的に困難であり、これらを維持するには仮に統合しても管理スタッフを置かざるを得ない。また、統合によって研究分野の専門家以外の者がトップマネジメントを行うとなると、迅速・的確に社会的ニーズへの対応ができるのか憂慮される。

〔国土交通省（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所）〕

この3法人は、元々一つの法人であり本部も同じ敷地内にある。また、いずれも交通安全に資する研究開発を実施する機関であり、これこそ統合効果が挙げられるはずである。

元々一つであったが、社会のニーズに合わせてより専門性、技術性が求められるようになり、それぞれ独立したほうがベターだということで分離したものの。

まずは研究自体に本当にシナジー効果ないのかを検討し、仮に「ない」ということであっても、管理部門の統合効果がある。統合すれば、ボードができて適正な人員配分もできる。これは民間の研究所でもよくあること。

〔国土交通省（海上災害防止センター）〕

国費が入らず自前でやっている。海運業者の互助組織としてやってもらえばよく、独立行政法人である必要性はない。10年に1回生じうる特別な

場合のために独立行政法人を維持しておく必要はない。

国の責任が残る中で、新たな組織形態とするのかという問題がある。コスト的にも国の関与は必要。業者が委託する場合は互助組織でいいが、たとえば、ナホトカ号油流出事故のような場合は、互助組織では心配である。民営化する場合、契約自由で相手が No といえる状態では問題があると思われる。必ず相手に油防除を実施させられるかという私法上の問題がある。

認可法人や指定法人等の形態ならありうるのではないか。

法人格よりもスキームにこだわっている。全く国と切れてしまっは厳しい。

(閉会)

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。
<http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/dai37/siryuu.html>